

令和7年10月17日

高齢者に対する補聴器購入助成制度について

赤磐市では、令和7年10月から、加齢により耳が聞こえにくく、日常生活に不便を感じている非課税世帯の高齢者で、中等度難聴の方を対象とした補聴器購入費用の助成を新たに開始しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 対 象 者 次の要件をすべて満たしている人
 - ①赤磐市に住民登録がある満65歳以上の人
 - ②市民税非課税世帯の人
 - ③身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない人
 - ④両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻科の医師から補聴器の必要性を認める「補聴器適合に関する診療情報提供書」の交付が受けられる人
 - ⑤過去にこの助成金交付決定を受けた場合、交付決定から5年が経過している人
- 2 助成金額 補聴器購入に係る費用に対し、3万円を上限に助成
- 3 そ の 他 詳細は添付の資料をご覧ください。



市制施行20周年
心ひとつに Akaiwa City

(問合せ先)
保健福祉部 社会福祉課 川上
電話：086-955-1115（直通）

高齢者に対する補聴器購入助成制度について

赤磐市では、加齢により耳が聞こえにくく、日常生活に不便を感じている非課税世帯の高齢者を対象に補聴器購入費用を助成します。制度の説明と対象要件や申請に必要な書類について説明しますので、まずはお電話またはご来庁ください。

申請できる人 以下の要件をすべて満たしている人

- ☐ ①赤磐市に住民登録がある満65歳以上の人
- ☐ ②市民税非課税世帯の人
- ☐ ③身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない人
- ☐ ④両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻科の医師（身体障害者福祉法第15条指定医または補聴器相談医）から補聴器の必要性を認める「補聴器適合に関する診療情報提供書」の交付が受けられる人
- ☐ ⑤過去にこの助成金交付決定を受けた場合、交付決定から5年が経過している人



助成金額

補聴器購入にかかる費用に対し、30,000円を上限に助成します。

- ・ 専門業者（認定補聴器専門店または認定補聴器技能者）から購入したものに限ります。
- ・ 修理代、部品の交換、文書料、診察料は対象になりません。

注意事項

- ・ 必ず補聴器を購入する前に申請してください。市から交付決定を受ける前に購入したものは助成対象となりません。
- ・ 診療情報提供書を取得するため耳鼻科を受診した際に、治療や障害者手帳の取得について勧められた場合は、医師の指示に従ってください。
- ・ 補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整（フィッティング）が必要です。また、合わない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。本制度では、専門知識・技能をもった販売店（認定補聴器専門店または認定補聴器技能者）からの購入を条件としています。
- ・ 補聴器には高額なものもあるため、購入する前に家族や医師とよく相談しましょう。

問合せ先

赤磐市 保健福祉部 社会福祉課

〒709-0898 赤磐市下市 344

TEL：086-955-1115 FAX：086-955-1118

手続きの流れ

1. 市の窓口（本庁社会福祉課、各支所市民生活課）で申請書をもらう。
2. 耳鼻科を受診し、「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう。
 - ・受診した際に「補聴器より先に治療をした方がよい」「障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合は医師の指示に従ってください。
 - ・聴力測定を正確に行うため、医師から2回以上の受診を案内される場合があります。
3. 「補聴器適合に関する診療情報提供書」を基に、認定補聴器専門店または認定補聴器技能者に相談のうえ、補聴器の見積書を作成してもらう。
 - ・見積書は申請者あてで作成を依頼してください。
4. 申請書類を市役所に提出する。
 - ・申請書
 - ・補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
 - ・見積書（宛名が申請者のもの）
 - ・認定補聴器技能者から購入する場合は認定補聴器技能者カードの写し
5. 市役所から「交付決定通知書」が送付される。
6. 決定通知書を確認し、補聴器を購入する。
 - ・必ず見積書を作成したお店で見積書に記載された補聴器を購入してください。
7. 助成金請求書を市役所に提出する。
 - ・助成金請求書
 - ・領収書（宛名が申請者のもの）の写し
 - ・振込先口座の分かる通帳の写し
8. 市役所から助成金が振り込まれる。

